

令和元年度第5回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月9日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・第2会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功			
会長職務代理者	14番	中澤	一博			
委員	2番	小宮山	晃次	3番	春摘	要
	4番	小川	啓介	5番	葉狩	健一
	6番	福安	健	7番	國岡	美保子
	8番	池本	英夫	9番	植木	克茂
	10番	藤原	康生	11番	寺坂	富雄
	12番	竹下	るみ子	13番	山中	眞守

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	前川	義則	16番	草刈	章博
17番	平尾	晴次	18番	西沖	和己

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 非農地等現況証明願の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第2号 農地法施行規則第29条第1号第1項の規定による農地転用届について

報告第3号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用報告書について

報告第4号 認定電気通信業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本勝彦 書記 安道千景

8. 会議の概要

(開 会 午後2時00分)	
事務局長	<p>ただ今から、令和元年度第5回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、定足数を満たしておりますので総会は成立しております。 それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。 近頃、異常気象と言いますか、台風が8号、9号、10号ということで、8号は一応、大陸の方に行ったかなと思っておりましたところが、東北、北海道の方に大きな被害を出しておるようであります。また、9号の方は沖縄、九州の方に被害が出ておると。本日の台風10号を見ますと、どうも若干、鳥取県の方も撫ではしないかなという心配をいたしておるところであります。ちょうど稲刈りの糖熟期でもございますし、これが倒伏でもしますと、収量、収穫その他に大きく影響するではなかろうかなという心配があるわけでもあります。 なお今回、8月の末になろうと思っておりますけれども、農地パトロール、農地利用状況調査の作業をやっていただくということでございますが、先日、テレビ新聞等を見ておりますと、カロリー比の自給率が、日本においては、平成30年度が37パーセントだということで、記事に載っておったところでございますけれども、これは1993年の東北地方に冷害が発生した年と同じカロリー比の自給率であります。国としましては、2025年までには45パーセントの自給率にしたいと、こういう目標のなかで取り組んでおるわけでもございますけれども、中々難しいと。一時期は、長年自給率、カロリー比ではなかったですけれども、40パーセントというのが20年近く、自給率がこれくらいだということだったんですけど、近年、カロリー比で計算するようになりまして、そういう一つの流れがあるわけでもございますけれども、今回皆さん方に農地利用状況調査、農地パトロールをやっていただくということにつきましても、やはり、それぞれの農地の実態を把握していただき、該当地域の全圃場筆数の資料を配布しておりますが、しかしながら、総延べでいきますと、地籍調査等々で減少しておりますけれども、一万八千六百幾らという筆数が智頭町には農地の筆数としてあるわけでもございます。地籍調査によって山林化、雑種地化されて、かなり筆数が減っておりますけれども、現在の農地の状況、耕作放棄地、遊休農地を如何に再生していくのかということではなかろうかなと思っております。平成29年度、役場山村再生課が農家の意向調査をされました。先月の総会の挨拶のなかでも申し上げましたけれども、人・農地プランというのが一番大きな課題であります。それには、意向調査をし、現状把握をし、集約して方向性を示して行く、この工程表を、</p>

	<p>全国的には 2020 年の末までには、全国各市町村が県を初めとしてまとめて行く。その指針に基づいた一つの取り組みによって、農地の保全対策を図って行くんだということでございますけれども、やはり智頭町のような山間地におきましては圃場的な管理、高齢化の課題もあります、中々厳しい状況でありますけれども、やはりそういう面においても、一つ、前向きに皆さんが現状把握し、その集落の中で、どのような形に持って行くかについては、一つ進めていただきたいと思います。</p> <p>なお、この中で、一部の集落においては、意向調査の結果に基づいた現況把握というものをやっていたら、それぞれの集落がございます。それには行政、並びに農業団体等々が出向いて行って皆さんの意見を聞き、これからの集落の方向性についての話し合いがされるものと考えておるところでございますけれども、集落においては意向調査のデータベースがございますから、これによって、それぞれの農業委員、最適化推進委員は、地区ごとで寄っていただいた中で、その取り組みを図っていただく。それが十分出来れば、これから 8 月末にやります農地利用状況調査、農地パトロールが、自ずと回らなくても 100 パーセントこのものが人・農地プランの中で取り組まれて行くのではなかろうかなど、このいうふうに思っておりますので、その点も踏まえた中で、一つ、取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げます、簡単でございますけれども挨拶とさせていただきます。</p>
議長(会長)	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第 1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第 1 3 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、12 番 竹下るみ子委員、13 番 山中眞守委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>それでは番号 1 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>番号 1 番です。申請地の一筆目が、木原字於猿田 27 番 1、田んぼ、218 ㎡。二筆目が同じく於猿田 28 番、畑、112 ㎡。三筆目が同じく於猿田 33 番 1、畑、145 ㎡。合わせまして、田んぼが 218 ㎡、畑が 257 ㎡で、3 筆で 475 ㎡となります。権利の種別は無償の所有権移転、贈与でございます。譲渡人が</p>

	<p>大阪府枚方市の●●●●●さん、譲受人が三吉 234 番地の●●●●●さんで ございます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率要件ですが、農機具はトラクター、 田植機、コンバインを保有され、農作業従事者数、通作についても問題ない と認められます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、今後も効率的に利用 して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は 20 a であり、60 a 以上ありますので問題ありません。</p> <p>最後に農地法第 3 条第 2 項第 7 号の地域との調和要件ですが、申請地では 野菜等を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の 確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>場所ですが、申請位置図をごらんください。1 ページに中間図を示してお りますけれども、木原集落内の農地 3 筆でございます。2 ページに公図を付 けておりまして、3 ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、1 番の私、小林功委員が現地の事前調査をし ておりますので、調査の結果ならびに補足説明をいたします。</p>
1 番	<p>7 月 29 日に、●●●●●さんと、合わせまして、次に出てきます●●● ●●●さん、両名の方に集まっていたいただき、現地確認を行いました。</p> <p>●●●●●さんの父親が、木原の●●●●●さんのところから、山田に婿 養子に行かれたということです。無償ということで、●●●●●さんの方は 下限面積をクリアされておるので、適正であると報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの 説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(「なし。」という者の声あり)</p>
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。議案第 1 号 番号 1 について、原案のとおり決 定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号 1 は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号 2 について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局長	<p>番号2番です。申請地が木原字於猿田291番、田んぼで447㎡です。権利種別は無償の所有権移転、贈与となります。譲渡人は1番と同じく大阪府枚方市の●●●●●さん。譲受人が木原80番地3の●●●●●さんでございます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を保有され、農作業従事者数、通作についても問題ないと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、今後も効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は20aであり、50a以上ありますので問題ありません。</p> <p>最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜等を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>場所でございますが、申請位置図の4ページからになります。先ほどの1番の近くにある土地でございます。5ページに公図を付けておきまして、6ページには現況の写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、1番の私、小林功委員が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をいたします。</p>
1 番	<p>先ほど説明いたしましたとおり、●●●●●さんに近いところですがけれども、●●●●●さんも無償贈与ということで、現地を確認しましたら、●●さんが長年ここを管理しておるということで、畑も草を刈って管理されておりました。●●●さんにおかれましても、下限面積をクリアされておるので、問題はないと確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(「なし。」という者の声あり)</p>
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号2は原案のとおり決定いたしました。</p>

<p>事務局長</p>	<p>次に、日程第2 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1につきまして事務局に説明を求めます。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について、農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。議案書の2ページをごらんください。</p> <p>番号1番です。申請地が慶所字通り木518番、畑で、面積が145㎡の内70㎡でございます。権利は使用貸借となります。貸付人が慶所265番地26の●●●●さん、借受人が慶所265番地4の●●●●さんです。転用目的は墓地でございます。転用理由としては、現在の墓地が山の中にあるので、その墓地を移動されるということです。</p> <p>場所でございますけれども、位置図の7ページのところからです。黄色く示しているところが申請地でございます。この右側に走っているのが国道53号になります。慶所集落の上手のところになります。8ページに公図を付けております。黄色く示しております全てが145㎡で、この中の赤く示しております70㎡を墓地とされたいということでございます。</p> <p>審査基準の項目について当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地区分は農業公共投資の対象農地で第1種農地です。許可根拠は集落接続です。</p> <p>事業計画はすみやかに実行されるものと見込まれ、規模についても妥当と判断しました。</p> <p>周辺農地への影響です。9ページに転用事業計画書を付けていますが、周辺農地への影響については、東側は自己所有地、西側、南側は水路で、北側の農地については所有者の同意は得られています。</p> <p>10ページ、11ページに被害防除の計画を付けておりますが、雨水排水は自然流下で農業用排水路に排水します。日照、通風についても建物等の設置はなく、植栽についても高さに配慮することとされており影響はないと判断しました。また、土地改良区からはさしつかえないとの意見書があり、問題についてはすみやかに協議されるようになっており問題ないと判断しました。</p> <p>12ページに土地利用計画図を付けております。この、赤く囲ったところが70㎡の部分になりまして、真ん中に墓地と示したところが約10㎡でございます。ここに13ページに示しております立面図・平面図、このものが真ん中部分にきます。その他の部分は法面ですとか、通路、庭木等の植栽となります。14ページに現状の写真を付けております。この写真に写っております建物が、同じ敷地の中にある農業施設となります。</p> <p>以上でございます。</p>
-------------	---

議長(会長)	ただいまの説明に関連して、8番 池本英夫委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
8 番	<p>報告します。7月28日に、●●●●さんと●●●●さんにお会いしました。先ほど事務局が言われましたように、今ある墓が山の中にあるものですから、これから先よう上がらんということで、場所を変えたいと。なんら問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(「なし。」という者の声あり)</p>
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、番号2について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>番号2番です。申請地が中原字中土居 352 番2、田んぼ、786 m²と、中原字北皆地 1051 番、田んぼで 926 m²。合わせて 1,712 m²でございます。権利は所有権移転となります。譲渡人が鳥取市吉成南町の●●●さん、譲受人が一般社団法人女性と子どものサポートセンターいのちねでございます。転用目的としては駐車場と広場ということでございます。転用理由は、隣接する活動拠点施設の駐車場及び広場とするためということです。</p> <p>場所でございますが、位置図の15ページからになります。この黄色く示した二筆の場所になりまして、ちょうど挟まれた359の表示のある建物がいのちねの拠点施設になるものでございます。18ページのところで土地利用計画の図面を付けております。19ページから22ページにそれぞれの被害防除の計画を、23ページ、24ページにそれぞれの現況の写真を付けております。</p> <p>審査基準の項目について当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地区分は 300m以内に鉄道の駅がある農地で第3種農地です。許可根拠は原則許可です。</p> <p>事業計画はすみやかに実行されるものと見込まれ、規模についても妥当と判断しました。</p>

	<p>周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然流下で既存の水路に排水します。また、日照、通風については建物等の設置はなく、植栽についても高さに配慮することとされており影響はないと判断しました。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、5番 葉狩健一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
5 番	<p>この案件は、これまでに農振除外や非農地証明の関係で出てきておりますので、見受けがあると思います。8月6日に、●●さんとは電話で譲渡等についての、いのちねさんの代表の方とは、ほのぼのの方に実際行きて、今後の事業実施についての見通しとかの話を聞きました。中澤●●さんの方は問題ないのですが、いのちねさんの方は、実は地元の住民としてとしてもかなり事業が停滞して来ているのかなと。代表の方からは、今年度からは多分家屋の改修の方にも掛かりますということで、色々な資金的な問題とかも苦労が無いわけではないですよ、苦労がありますよと。ご本人は強い決意で立ち上がられたわけですが、住民もちゃんと賛同しているし、早いことやってよと、自分の立場で申し上げてます。進むと思いますけど、その後のフォローというか経過を見ていかないとと思っています。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
1 4 番	<p>葉狩委員の方から説明がありましたけども、町がこの土地を取得してから数年は経過しておりまして、私も水道の管理をしておりますので、請求書を持って行くたびに「どうなっているのか」と言っておりました。役場から手を離れたので企画課としては一安心でしょうが、本当に続いて行くものなのか、したはいいが挫折して「もうようせんわ」となってくりゃあ本当に問題だと思えます。その辺りしっかりチェックしないと、と思えます。</p>
事務局長	<p>今回の申請は駐車場と広場ということでございまして、駐車場の方は今もらわれている見積書で157万円程。災害復旧工事の関係で安価で見込める。広場の方も、特に大きな工事はないということで100万円程度。合わせて260万円程度ということで、その分につきましてはの資金は預金通帳の写しを頂いておりまして、間違いのないということで確認は取りました。</p> <p>いま心配されているのは家の方だと思いますけれども、家の方につきましては、国からの補助金等の交付決定がもうそろそろ出そうだと。もう出る見込みがあるということで今回の申請があったものでして、国からの補助金の交付があれば直ぐに掛かりたいということで計画が出ております。資金につきましては、補助金と手持ちの資金とで合わせて確保できるということ</p>

議長(会長)	<p>で、企画課からの確認はしております。 今の計画では、8月の終わりには県からの許可が来ますので、それを受けて9月からは工事に入りたいというものです。</p> <p>他に発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(「なし。」という者の声あり)</p>
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。議案第2号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第2 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。 非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。 それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、議案書の3ページでございます。 番号1番。申請地が穂見字山ノ神ノ元494番1、畑で96㎡。同じく山ノ神ノ元503番1、田んぼで255㎡。同じく山ノ神ノ元503番2、畑で、103㎡。合わせて3筆で454㎡でございます。申請者が穂見171番地の●●●さんで、非農地の事由としては、平成元年にキハダを植栽し、現在に至るといことです。農地区分は、農振農用地区域外の第2種農地です。 場所につきましては、申請位置図の25ページからになります。穂見集落の上手、右側の山裾の農地でございます。26ページに公図を付けておりました、27ページに現況の写真を付けておりました、現在このようにキハダが植わっておるといところでございます。 以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、13番 山中眞守委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13番	<p>7月30日に現地を●●●さんと確認しました。上流の方に砂防堰堤があり、その上の方ですので、言われるように水田としては耕作しにくく、荒地にならないようにとキハダを植えられたそうです。別段問題はありません。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

議長(会長)	<p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>議案第4号につきましては、番号1から番号2について席番3番春摘要委員の世帯員が貸付人に、席番1番小宮山晃次委員が借受人に、番号3から番号6について、席番7番國岡美保子委員の世帯主が借受人に、番号9について、席番10番藤原康生委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>(小宮山委員、春摘委員、國岡委員、藤原委員退席 午後2時37分)</p>
議長(会長)	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>7月19日付けで智頭町長から意見の決定を求められました。利用権設定面積ですが、全て田んぼで、15,3358㎡です。利用権を設定する者が5名、受ける者が5名でございます。期間は3年未満のものが7,536㎡、3年から5年未満のものが2,117㎡、5年から10年未満のものが5,682㎡となります。</p> <p>5ページでそれぞれ詳細について説明いたします。 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>小宮山委員、春摘委員、國岡委員、藤原委員の復席を認めます。</p> <p>(小宮山委員、春摘委員、國岡委員、藤原委員復席 午後2時42分)</p>
議長(会長)	<p>次に、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局長	<p>議案書の6ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約でございます。</p> <p>(議案書に基づいて、通知書の内容を朗読)</p> <p>以上の2件を受理いたしました。</p>
議長(会長)	<p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第3 報告第2号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について」を議題とします。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局長	<p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届で、いわゆる200㎡未満の農業施設用地転用の届出でございます。</p> <p>(議案書に基づいて、通知書の内容を説明)</p> <p>以上の1件を受理いたしました。</p>
議長(会長)	<p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第3 報告第3号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>

事務局長	<p>それでは議案書の8ページになります。公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る農地転用の報告でございます。計3件でございます。それぞれ、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。後はご覧になっていただけたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第3 報告第4号「認定電気通信業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。</p> <p>認定電気通信業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局長	<p>それでは議案書の9ページになります。認定電気通信業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用でございます。1件でございます。地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。後はご覧になっていただけたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第5回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会 午後2時47分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和元年8月9日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 竹 下 るみ子

智頭町農業委員会委員 山 中 眞 守